



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

**日高町の交通事故件数**

○発生件数	.....	26件
○死者数	.....	2人
○傷者数	.....	28人

2009年8月31日現在

「町民一人ひとりが交通マナーを守り  
交通事故のない社会を目指しましょう。」

**門別警察署管内で4件の交通事故が発生！4名の方が死亡！**

これからの時期、交通事故が多発する傾向にあります。  
安全な車間距離の保持と、ゆとりある運転を心がけましょう  
～ 週末に事故多発 気を引き締めて運転を ～

☆交通事故にあわないために

みんなで守りましょう交通ルール！「忘れずに安全確認を」

— 高齢者の交通安全7ヶ条 —

- ①歩行者の外出は明るいうちにする。
- ②信号機のある横断歩道を渡る。
- ③青信号でも、右折・左折の車に注意する。
- ④外出の時は、明るい服装で夜光反射材をつける。
- ⑤運転者は、交差点で左右の安全を確認する。
- ⑥一時停止場所では、必ず車を止めて安全を確認する。
- ⑦車だけではなく、歩行者や自転車にも注意する。



8月7日 警察ラジオ体操

☆交通死亡事故発生状況

○全国の死者数（8月31日現在）

※増減は前年同月対比

No.	県名	累計	増減	No.	県名	累計	増減
1	愛知	144	-12	6	北海道	125	-8
2	茨城	134	+11	7	福岡	120	-2
3	東京	133	-8	8	千葉	120	-22
4	埼玉	133	-16	9	静岡	111	-21
5	大阪	130	-3	10	神奈川	103	-8

※事故を起こさないために、ドライバーが交通ルールを守り、  
時間にゆとりをもって運転しましょう！

◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

毎月15日は道民交通安全の日  
交通死亡事故抑止5大対策キャンペーン

1. 交差点事故防止
2. 高齢者事故防止
3. 飲酒運転根絶
4. シートベルト着用の向上
5. スピードダウン

◇デイ・ライトで安全運転  
昼間のライト点灯に協力を！

＜昼間点灯効果＞

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ



## 「国民年金の任意加入について」

次のような人は、国民年金の第1号被保険者として任意加入することができます。

### ◆ 老齢（退職）年金の受給権者で60歳未満の人

60歳まで保険料を納付することにより年金額を増やすことができます。

### ◆ 日本国内に住む人で60歳以上65歳未満の人（ただし、第2号被保険者を除く）

60歳になっても年金を受けられる資格期間（25年）を満たせなかった人が、不足期間を満たすために加入したり、資格期間を満たしている人（老齢基礎年金を受けていない人）でも、年金額を増やして、満額の年金額に近づけるために加入することができます。

### ◆ 海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の人

日本国内の最後の住所地の市町村に居住している親族や社団法人日本国民年金協会に依頼し、保険料を納めることになります。

■ 昭和30年4月1日以前に生まれた人で、25年の資格期間を満たしていない人は、65歳以上70歳未満の間でも加入することができます。（ただし、年金の受給権ができるまでの加入）

■ 個別に国民年金保険料を納付します。（平成20年4月1日より口座振替による保険料納付が原則となりました。）

■ 免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請は出来ません。

<お問い合わせ先>

日高町役場住民課住民・年金グループ	TEL 01456-2-6182
日高総合支所住民生活課住民・福祉グループ	TEL 01457-6-3173
苫小牧社会保険事務所	TEL 0144-36-6135

## 税金のおはなし

平成21年10月より、住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。

この制度は、納税者の方が、役場や金融機関に出向いて納める手間を省き、市町村の収納事務の簡素化を図るための改正です。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

### ○対象となる方は・・・

- ・今年4月1日現在65歳以上の年金受給者
- ・年金所得にかかる住民税の納税義務がある
- ・介護保険料が年金から引き落とされている
- ・引き落とされる住民税額が、老齢基礎年金等の額を超えない
- ・・・・以上全てに該当する方が対象です。

### ★何がどう変わるの・・・？

今回の制度改正により変更されるのは納め方だけです。新たな税負担が生じることはありません。

これまでは納付書で納めていただきましたが、今年は1期(6月)と2期(8月)は今までどおり納付書で、3期以降はそれぞれ10月、12月、2月の年金から引き落とされます。

来年からは2月分と同額を、4月、6月、8月に年金から引き落とし、残額を10月、12月、2月の年金から引き落とします。

●詳しくは日高役場税務課課税グループへ (TEL01456-2-6184)